

## 第2章 自然と人間との共生の確保

### 第1節 生物多様性の保全・活用

#### 1 現状と課題

地球上には、3,000万種ともいわれる多様な生物種が存在していますが、これらはそれぞれの生態に適した環境と密接に関わりあいながら生息・生育しています。「生物の多様性に関する条約」（生物多様性条約）では、生物多様性を生態系、種、遺伝子の3つのレベルで捉えており、そのどれもが適正に保全されることが必要であるとされています。

しかしながら、現在、生物多様性は人為の影響によって大きな脅威にさらされています。例えば開発や乱獲、汚染等は、直接的に種の減少や絶滅をもたらすだけでなく、生態系の破壊、分断を通じて生息生育域の消滅や減少の原因ともなります。また、生活、生産様式等の変化に伴い自然に対する人為の働きかけが失われること等により、里地里山等における環境の質の変化、種の減少や生息・生育状況の変化が起こっています。さらには、外来生物による生態系のかく乱も、大きな問題となっています。

府では、関係法令による体系的な保全対策や各種施策による保全の取組、自然とのふれあいの場づくりや機会の提供等、様々な取組を進めています。

#### 2 多様な自然の保全

##### (1) 希少な野生生物等の保全

野生生物の種は、生態系の基本的構成要素であり、その多様性によって生態系のバランスを維持しています。府内は日本海型気候から太平洋型気候に至る気候区分により、自然環境の変化に恵まれ、多様な野生生物の種を有しています。

しかし現在、全国的に多くの野生生物がその生存を脅かされており、それは府内においても例外ではありません。このような野生生物の多様性を維持するためには、生物種や独特の生物群集を人為により消滅させてはならず、絶滅のおそれのある種だけでなく、身近な自然の中に生息・生育している普通種も含めた多様な動植物相を全体として保全していかなければなりません。

生物の種は、生物圏における基本単位であり、その絶滅は種レベルの減少を引き起こすだけでなく、その種が構成要素となる自然生態系のバランスを変化させるおそれがあることから、種の保存は極めて重要であり、種の絶滅防止のための施策の推進は緊急の課題であるといえます。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）では、野生生物の種の絶滅を防止するため、国内希少野生動植物を指定するとともに、捕獲・流通等の規制、生息地等保護区の指定、保護増殖事業の実施をはじめとする各種施策を総合的に推進することとしています。現在、全国で395種の国内希少野生動植物種が指定されていますが、そのうちアユモドキやアベサンショウウオ等の十数種については、府内でも生息が確認されています。

##### ア 「京都府レッドデータブック」の発刊

府では府内における絶滅のおそれのある野生生物や保護を要する地形地質、学術上重要な自然生態系について、その現状や保全対策を複合的に把握し、府内の生物多様性を保全する施策の基礎的データとして活用するため、平成10年度から4年間かけて府レッドデータ調査を行い、平成14年6月に「京都府レッドデータブック」を発刊しました。その後10年余りが経過し、絶滅のおそれのある野生生物を取り巻く府内の環境も大きく変化したことから、平成25年度には野生生物編リストの改訂版を公表、平成27年度には近

写真3-2-1  
京都府レッドデータブック



年の府内の自然環境の変化に対応するため、2002年版の内容について全体的な見直しを行うとともに、地衣類や車軸藻類等、地域環境の変化に影響を受けやすい分類群も新たに対象にした「京都府レッドデータブック2015」を発刊し、府内図書館や府政情報センターへの配布のほか、普及版の発刊、府ホームページでの公表を行っています。令和2年度から府レッドデータの調査を開始し、レッドリストの改訂を順次進めており、令和3年には哺乳類・鳥類の改訂版レッドリスト2021を公表しました。

#### (ア) 野生生物

「京都府レッドデータブック2015」に掲載された野生生物（括弧内は2002年版の種数）は、動物790（721）種、植物1,027（802）種、菌類118（72）種の計1,935（1,595）種で、分類群別の選定種数は資料編資料6のとおりです。

「京都府レッドデータブック2015」では、府内の野生生物を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえて改訂を行いました。その結果、300種を超える野生生物が新たに絶滅のおそれがある種として掲載され、多くの種がより危険性の高いカテゴリーのランクへと移行するなど、府内においても生物多様性の危機が一層進行していることが明らかになりました。その大きな原因はニホンジカの急増や里山の放置等による下層植生の消失で、それに伴い絶滅のおそれのある野生植物の種が増え、そこに生息する昆虫や小型哺乳類も絶滅のおそれが高まっています。

写真3-2-2  
絶滅寸前種のイタセンパラ



また、アライグマやオオクチバス等による捕食や、チュウゴクオオサンショウウオと在来種との交雑等、外来種による影響も顕著になりました。一方で今回調査が進んだことにより、これまで府内では既に絶滅したと思われていた種の再発見や新たな生息地が発見された例もありました。

#### (イ) 地形・地質・自然現象

「京都府レッドデータブック2015」（括弧内は2002年版の件数）に掲載された地形は87件（86件）、地質は121件（90件）、自然現象は38件（37件）で、分野別掲載数は資料編資料6のとおりです。その中には天橋立やりり溪、深泥池等の身近な地形や貴重な化石や鉱物等が掲載されています。

#### (ウ) 自然生態系

府内の自然生態系の現状として、「地域生態系」「生息生育地」「人間－環境系の歴史的側面」の3つの観点から取りまとめました。地域生態系では府内の重要な植物群落36群落の特徴と分布等のほか、地域生態系レッドリスト162カ所を紹介しています。そのほか、生息生育地として桂離宮での合同現地調査結果を、人間－環境系の歴史的側面として、府内におけるかつての自然景観やその背後にあった人と自然との関わり等を現在との比較も含めながら紹介しています。

#### イ 「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」（平成20年4月施行）

府では、平成19年に「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」を制定し、絶滅のおそれのある野生生物の保全対策を推進しています。

##### (ア) 条例の目的

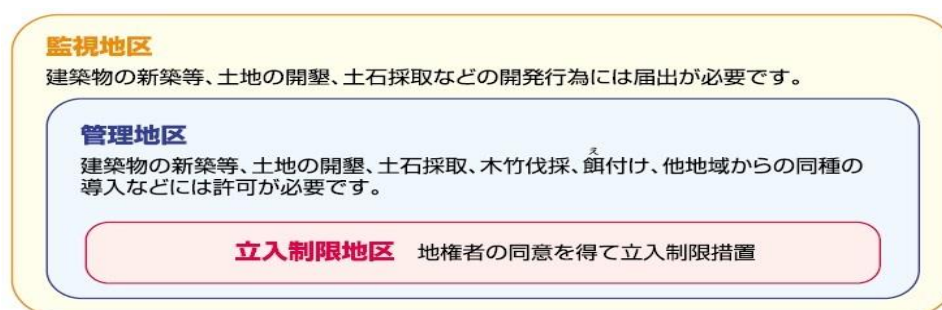
府内に生息・生育する野生生物が府民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、府・府民等が協働して絶滅のおそれのある野生生物の保全を図り、生物の多様性が保持された良好な自然環境を確保し、これを府民共有の財産として次世代に継承する。

##### (イ) 条例の特色

- a 府民協働による保全対策を推進（生息地等協働保全制度）

- (a) 指定された希少野生生物の生息地等を保全するため、地域住民や保全団体、関係団体等が協働して取り組む仕組みをつくり、これを支援する。
- (b) 保全すべき野生生物の種の指定に当たって、専門家の意見を聞くとともに、府民提案を募集し、府民の参画を得ながら進める。
- b 府独自規制によるきめ細かな保全対策
  - 条例に反して捕獲等された個体の「所持」や、「販売目的の広告」、「繁殖期の巢の破壊等」を禁止するなど、きめ細かな保全対策を講じる。
- c 府内の希少な野生生物の絶滅を防ぎ、府内各地域固有の生物多様性を保全
  - 種の保存法によって保護される全国的に希少な野生生物以外の生物であっても、府内で絶滅のおそれのある野生生物を対象に保全を図り、府内の生物多様性を守る。
- (7) 条例の主な内容
  - a 保全すべき種の指定
    - 知事は、府内で絶滅のおそれのある野生生物の中から専門委員会が作成する候補案と府民提案をもとに環境審議会の意見を聞いて「指定希少野生生物」を指定する。
  - b 指定希少野生生物の個体に関する規制
    - (a) 生きている個体の捕獲、採取、殺傷、損傷
    - (b) 繁殖を保護するため知事が定める指定希少野生生物の巢の破壊、損傷
    - (c) 生きている個体、その器官又はその加工品の所持、譲渡し、譲受け、引渡し、引取り
    - (d) 販売目的の陳列及び広告
  - c 生息地等の保全に関する規制
    - 知事は、指定希少野生生物の保全のため重要と認める区域を生息地等保全地区として指定する。

図 3-2-1 生息地等保全地区の概要



- d 保全回復事業の認定等
  - (a) 府は、指定希少野生生物の保全を図るための事業（保全回復事業）の事業計画を定め、必要があると認める場合は保全回復事業を実施するものとする。
  - (b) 国及び市町村が保全回復事業を実施する場合は、知事の確認を受けることができる。
  - (c) 国及び市町村以外の者が保全回復事業を実施する場合は、知事の認定を受けることができる。
  - (d) 知事の確認又は認定を受けた保全回復事業については、生息地等（管理地区及び監視地区）の保全に関する規制の適用を除外するものとする。
- e 府民協働による保全回復事業（生息地等協働保全制度）
  - (a) 地域住民、その他の団体等と協働して保全回復事業を行おうとする保全団体は、知事の登録を受けることができる。
  - (b) 知事の認定を受けた保全回復事業を行う登録団体は、地域住民等と協働してより効果的に保全回復事業を実施するための協定を締結し、知事の認定を受けることができる。

(c) 知事は認定を受けた協定に係る事業の実施について、登録団体に対して必要な支援を講じる。

f 外来生物に関する対策

府は、外来生物が絶滅のおそれのある野生生物に与える影響の把握、当該外来生物に関する施策を実施する市町村への助言等必要な措置を講じるよう努める。

g その他条例で定める事項

(a) 府は、府民、保全団体、行政機関、学識経験者等と連携し、絶滅のおそれのある野生生物の保全を推進する体制を整備する。

(b) 府は、絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する府民の取組を推進するため、保全活動を支える人材の育成に努める。

(c) 府は、生息地等保全地区に関する規制の適用に当たっては、農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。

h 罰則

「種の保存法」に準じて指定希少野生生物の個体の取扱規制及び生息地等保全地区における規制に違反した者に罰則を課す。

ウ 条例の運用状況

(ア) 指定希少野生生物※の指定

25種の指定希少野生生物を指定

ほ乳類	ニホンカワネズミ、ヤマコウモリ、オヒキコウモリ、ニホンモモンガ
鳥類	ヒメクロウミツバメ、オオタカ、タマシギ、コアジサシ、ブッポウソウ
両生類	カスミサンショウウオ、アベサンショウウオ、オオサンショウウオ、ナゴヤダルマガエル
魚類	イタセンパラ、アユモドキ
昆虫類	ヒヌマイトトンボ
貝類	カタハガイ
種子植物	フクジュソウ、オグラコウホネ、レンリソウ、フナバラソウ、イワギリソウ、オオキンレイカ、ベニバナヤマシャクヤク
コケ植物	ホソバミズゴケ

※指定希少野生生物：絶滅のおそれのある野生生物のうち、特に保全を図る必要があるものとして知事が指定した野生生物。指定希少野生生物に指定されると捕獲等の行為が禁止される。

(イ) 生息地等保全地区※の指定

1 カ所を指定

名称	対象野生生物	登録年月日
雲ヶ畑ベニバナヤマシャクヤク生育地保全地区	ベニバナヤマシャクヤク	平成29年12月8日

※生息地等保全地区：指定希少野生生物の保全のため、その個体及び生息地を一体的に保全を図る必要があるものとして知事が指定した区域。工作物の新築、土地の開墾等の行為が規制される。

(ウ) 「京都府保全回復事業計画」の策定

ホソバミズゴケを除く 24 種の野生生物の保全回復事業計画を策定し、保全対策を効果的に推進

(エ) 保全団体の登録

団体名	対象野生生物	登録年月日
特定非営利活動法人亀岡人と自然のネットワーク	アユモドキ	平成20年5月27日
青葉山レインジャー隊	オオキンレイカ	平成20年6月5日
乙訓の自然を守る会	オグラコウホネ	平成20年7月22日
特定非営利活動法人やましろ里山の会	レンリソウ	平成20年9月25日

特定非営利活動法人やましろ里山の会	フナバラソウ	平成23年9月25日
特定非営利活動法人やましろ里山の会	カスミサンショウウオ	平成23年9月25日
鹿背山倶楽部	カスミサンショウウオ	平成23年11月28日
雲ヶ畑・足谷人と自然の会	ベニバナヤマシヤクヤク	平成24年9月7日
特定非営利活動法人亀岡人と自然のネットワーク	カスミサンショウウオ	平成30年3月20日
内久保環境・史跡保存会	ベニバナヤマシヤクヤク	令和2年4月1日

(オ) 認定保全回復事業

事業名	団体名	対象野生生物	認定年月日
口丹波地域アユモドキ保全回復事業	特定非営利活動法人亀岡人と自然のネットワーク	アユモドキ	平成20年5月30日
舞鶴市青葉山地域オオキンレイカ保全回復事業	青葉山レインジャー隊	オオキンレイカ	平成20年7月30日
京都府南部地域オグラコウホネ保全回復事業	乙訓の自然を守る会	オグラコウホネ	平成21年6月1日
京都府木津川市鹿背山一帯カスミサンショウウオ保全回復事業	鹿背山倶楽部	カスミサンショウウオ	平成24年5月1日
雲ヶ畑・足谷地区ベニバナヤマシヤクヤク保全回復事業	雲ヶ畑・足谷人と自然の会	ベニバナヤマシヤクヤク	平成24年11月13日
内久保地域ベニバナヤマシヤクヤク保全回復事業	内久保環境・史跡保存会	ベニバナヤマシヤクヤク	令和2年4月1日

(カ) 認定協定

下記団体の締結した協定について認定

特定非営利活動法人亀岡人と自然のネットワーク、青葉山レインジャー隊、雲ヶ畑・足谷人と自然の会、内久保環境・史跡保存会

(キ) 府民協働推進事業

協定の認定を受けた事業について下記団体と事業を「指定希少野生生物保全回復府民協働推進事業」として平成20年度から支援（表3-17参照）

- a 支援団体 特定非営利活動法人亀岡人と自然のネットワーク、青葉山レインジャー隊、雲ヶ畑・足谷人と自然の会、乙訓の自然を守る会、内久保環境・史跡保存会
- b 支援事業 協定で保全対象とする希少種の調査、生息を脅かす外来種の駆除調査、看板設置等保全のための啓発

アユモドキ等2種3団体の指定希少野生生物の保全や啓発等の事業を支援

(ク) 推進体制

希少野生生物の保全を推進するために、啓発活動や情報提供を行う希少野生生物保全推進員を委嘱するとともに、推進体制として府希少野生生物保全ネットワークを整備し、関係各機関相互の情報交換・情報共有を目指す。

エ 「京都府生物多様性地域戦略」の策定

府では、これまで上記のように「京都府レッドデータブック」の作成・改訂、「絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」の制定といった取組を行ってまいりましたが、府の生物多様性の現状はいまだ厳しい状況にあります。

こうした状況を解決するため、府では、京都府環境審議会等で検討を重ね、府内の生物多様性の保全と持続可能な利用を定めた総合的な基本計画として、「京都府生物多様性地域戦略」を平成30年3月に策定しました。

また、同戦略の行動計画に基づき、人と共生する自然の保全・利活用の推進のために必要となる具体的な機能を明らかにし、これを実現する仕組みを構築していくことを目標として、「生物多様性未来継承プラン」を平成30年12月に策定し、生物多様性情報基盤の構築を進めていま

す。

さらに、外来生物対策として「侵入特定外来生物バスターズ事業」を開始し、ヒアリをはじめとした侵入リスクが高いまたは侵入初期にある特定外来生物について、早期発見と初期防除の体制を構築し、駆除活動等を進めています。

#### 【戦略の目標】

##### (ア) 長期目標（2050年）

京都が京都らしく、生態系と生活や文化が共存共栄する社会を持続可能なものとして将来に引き継いでいくため、従来の生態系維持・回復対策に加え、多様な主体が積極的に関わる共生型の生物多様性の保全と利活用を進めます。

##### (イ) 短期目標（2027年）

長期目標につながる今後10年間に取り組むべき行動として、現下の課題に即応する以下の対策を実施します。

- a 森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全
- b 人の積極的な関与による里地域の再生
- c 早期対策による外来生物の脅威の排除
- d 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

#### オ 地域が一体となった希少種の保全活動

平成17年度から、住民との協働による希少種保全のモデル事業を実施し、その後事業を制度として確立し、住民協働方式の保全プロジェクトに取り組んでいます。

##### (ア) ベニバナヤマシャクヤク

ベニバナヤマシャクヤクは5～6月頃に淡紅色から白色の花をつける植物で、山野草の愛好家の間で根強い人気があると言われていています。京都府レッドデータブックでは「絶滅寸前種」にランクされており、府内の自生地は雲ヶ畑（京都市）や内久保（南丹市）など数箇所が知られるのみです。

平成29年12月に条例に基づく「生息地等保全地区」に雲ヶ畑地区を指定し、地域住民、林業者、行政などと保全団体の協働により、個体数調査、間伐や下草刈り、シカ害や盗掘への対策が行われるとともに、観察会など環境学習が進められています。

内久保では地域住民と保全団体により、生育環境の整備や盗掘対策、人工繁殖などが行われた結果、個体数が飛躍的に増加し、全国屈指の群生地となりました。観察会も行われ、ベニバナヤマシャクヤクを観光資源として活用し、里山の魅力の周知や地域振興につなげる取組も進められています。

##### (イ) アユモドキ

アユモドキは日本の固有種であり、かつて琵琶湖・淀川水系や山陽地方に生息していましたが、現在ではわずかに亀岡市と岡山市で見られるのみとなっています。亀岡市では地域住民と保全団体、学識者、行政の協働により、個体数調査、生息環境の整備、外来魚駆除、普及啓発など、アユモドキ保全のための様々な活動が続けられています。

サンガスタジアム by KYOCERAの建設に際しては、自然環境と共生するスタジアムの実現に向けて、検討が重ねられました。スタジアム完成後も、様々な主体によるアユモドキの保全活動が精力的に続けられています。

写真3-2-3 ベニバナヤマシャクヤク



写真3-2-4 アユモドキ



### 3 自然環境の体系的な保全

府は日本海から内陸に至る南北に長い地域であるため、北部は日本海型気候に属し、冬期に積雪が多く見られるのに対し、南部は比較的温暖な瀬戸内海気候に属し、山間部や盆地では寒暖の差が大きいなど内陸性気候の特色も持ち合わせています。また、原植生は冷温帯ではブナ等の落葉広葉樹林、暖温帯ではシイやカシ類の照葉樹林であると考えられますが、自然現象によるかく乱も含め、特に人為的な影響により大部分が代償植生に置きかわっています。このため、府内ではアカマツやコナラ等の二次林により構成された里山が多く、人の手がほとんど加わっていない自然植生は河川源流部や社寺林等の局地的に残るのみとなっています。このような多様な植物相や変化に富んだ気候条件、複雑な地形等の自然条件により、府内の自然生態系も多様なものになっています。

府では、これら多様な自然生態系を保全するため、自然環境保全に関連する各種法令に基づき保護区域を設置するなど、関係諸施策を効果的に連携させ、総合的・重層的な保全に努めています。

#### (1) 府自然環境保全地域等

##### ア 保全地域の指定

府は、原生的な自然として多種多様な生物種を保存する学術上高い価値を持つ自然環境、あるいは文化遺産と一体となって歴史的風土を形成し、文化上高い価値を持つ自然環境を府民の財産として未来に継承するため、「京都府環境を守り育てる条例」に基づき、府自然環境保全地域及び歴史的な自然環境保全地域として指定し、厳正な保全を行うこととしています。

表 3-2-1 府自然環境保全地域等指定状

区分	地域数	面積 (ha)		
		指定地域	特別地区	野生動植物保護地区
歴史的な自然環境保全地域	10	297.83	109.30	106.87
府自然環境保全地域	2	221.87	102.75	102.75
総計	12	519.70	212.05	209.62

表 3-2-2 府自然環境保全地域等の概

#### 歴史的な自然環境保全地域

名称	指定年月日	所在地	面積 (ha)		
			指定地域	特別地区	野生動植物保護地区
男山	昭 58. 3. 15	八幡市八幡高坊	18.25	4.75	4.75
岩戸山	昭 59. 3. 15	福知山市大江町仏性寺日浦ヶ嶽	13.28	10.37	10.27
花背大悲山	昭 60. 3. 15	京都市左京区花背原地町 593	24.30	18.70	18.70
当尾	昭 60. 12. 20	木津川市加茂町大字西小及び岩船	19.68	2.33	-
小塩山	昭 62. 3. 10	京都市西京区大原野石作町	28.38	4.13	4.13
鷲峰山	昭 63. 3. 18	相楽郡和束町大字原山小字鷲峰山	27.76	12.80	12.80
権現山	平元. 3. 24	京丹後市峰山町吉原権現山	14.83	10.33	10.33
禅定寺	平 2. 3. 9	綴喜郡宇治田原町大字禅定寺	15.60	1.73	1.73
常照皇寺	平 6. 7. 12	京都市右京区京北井戸町	29.37	8.48	8.48
金剛院	平 9. 9. 12	舞鶴市大字鹿原	106.38	35.68	35.68

#### 府自然環境保全地域

片波川源流域	平 11. 3. 30	京都市右京区京北、左京区広河原菅原町	106.63	35.60	35.60
丹後上世屋内山	平 14. 3. 26	宮津市字上世屋、京丹後市大宮町字五十河	115.24	67.15	67.15

## イ 自然環境の保全及びふれあい対策

保全地域を適正に保全するため、保全地域案内板や標識類等を設置して保全地域の区域や禁止事項等について来訪者への周知を図るとともに、自然環境保全監視員を配置し、違法行為に対する監視・指導を行っています。また、地域住民による保全団体に、ゴミ拾いや草刈り等の保全管理事業を委託しています。

特に、府自然環境保全地域の第1号として平成11年3月に指定した片波川源流域には、府内でも特筆すべき豊かな自然が残されており、その厳正な保全のため重要な地域を公有地化するとともに、特別地区を設定して立入りを制限し、自然環境保全監視員による巡視指導等を行っています。

一方、同保全地域普通地区内にあるアシウスギ巨木の伏条台杉群生地（府指定天然記念物）では、自然とふれあい、自然を学ぶ場としての活用を進めるため、観察路を整備し、地元の自然観察インストラクターによる、自然観察会等が開催されています。

写真3-2-5

片波川源流域の伏条台杉



## (2) 自然公園等

### ア 府内における自然公園の指定

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的に指定されるものです。自然公園には国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種があります。

#### (ア) 国立公園

根拠法令：「自然公園法」

概要：我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地（海中の景観地を含む）であって、環境大臣が関係都道府県及び中央環境審議会の意見を聴き、区域を定めて指定。公園利用施設の整備、管理や行為許可事務、届出受理を行う公園管理者は環境大臣

写真3-2-6 山陰海岸国立公園



#### (イ) 国定公園

根拠法令：「自然公園法」

概要：国立公園に準じる優れた自然の風景地であって、環境大臣が関係都道府県の申出により中央環境審議会の意見を聴き、区域を定めて指定。公園管理者や行為許認可事務、届出受理を行う公園管理者は府知事

写真3-2-7

丹後天橋立大江山国定公園



#### (ウ) 府立自然公園

根拠法令：「京都府立自然公園条例」

概要：優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって府民の保健、休養及び教化に資するため、府内の優れた自然の風景地について、府知事が条例に定めるところにより、区域を定めて指定。公園管理者は府知事

写真3-2-8

府立るり溪自然公園





表 3-2-3 自然公園面積

区分	公園名	関係市町名	指定年月日 (上段：当初 下段：最新)	面積 (ha)			
				陸 域			海域公園
				計	特別地域	普通地域	
国立公園	山陰海岸	京丹後市	昭 38. 7. 15 平 26. 3. 31	1,206	1,187	19	31
国定公園	琵琶湖	京都市、宇治市、 宇治田原町	昭 25. 7. 24 昭 37. 11. 9	1,643	1,643	—	—
	若狭湾	舞鶴市	昭 30. 6. 1 平 19. 8. 3	3,738	3,543	195	—
	丹後天橋立 大江山	福知山市、舞鶴市、 宮津市、京丹後市、 伊根町、与謝野町	平 19. 8. 3	19,023	18,299	724	—
			平 19. 8. 3				
	京都丹波 高原	京都市、綾部市、 南丹市、京丹波町	平 28. 3. 25 令 2. 3. 31	69,158	60,629	8,529	—
小 計				93,562	84,114	9,448	—
府立自然 公園	笠置山	笠置町	昭 39. 4. 1	20	2	—	—
	るり溪	南丹市	昭 39. 4. 1	36	21	15	—
	保津峡	京都市、亀岡市	昭 39. 10. 20 昭 57. 3. 30	71	68	3	—
	小 計				127	109	18
合 計				94,895	85,410	9,485	31

イ 環境保全対策

(ア) 保護規制計画

自然公園においては、一定の公用制限のもとで風致景観を維持するため、保護規制計画を定めています。保護規制計画では、特に保護する必要が高い地域を特別地域に指定し、工作物の新・改・増築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を要許可行為として規制しています。また、特別地域に含まれない普通地域においては、一定規模以上の工作物の新・改・増築、土石の採取、水面の埋立て等の行為については届出制とし、現在の風景を極力保護するように努めています。

(イ) 管理と啓発

自然公園内の優れた自然の風景地を保護し、その利用の適正化を図るため、自然公園指導員を配置し、動植物の保護、自然環境の美化清掃及び事故の予防について、利用者等の指導や適切な情報の提供を行っています。

(ウ) 利用施設の整備

国定公園に関する利用施設計画及び整備計画を定めて、園地、野営場、歩道（遊歩道）等の整備を進め、野外レクリエーション活動の場として利用者の便に供しています。また、府立自然公園についても、各種の施設を設置して利用者の増進に努めています。

(エ) 京都丹波高原国定公園ビジターセンター（愛称：京都の森の案内所）の整備

平成28年3月の京都丹波高原国定公園の指定を受け、平成30年4月に本国定公園の自然と文化が融合した里地里山文化の発信拠点として、「見る・感じる」「学ぶ・ふれあう」「知る・伝える」を体感できる京都丹波高原国定公園ビジターセンターがオープンしました。ビジターセンターを通じて、国定公園の持続的な保全と適正な利用を目指していきます。

ウ 山陰海岸ジオパーク

地形・地質が変化に富み、優れた学術的価値を有する地質遺産を数多く抱えている京丹後市から鳥取市までの山陰海岸地域は、日本列島がアジア大陸の一部であった時代からの経過が確認できる貴重な地域として、平成22年10月に「世界ジオパークネットワーク」に加盟が認定されました。

府、兵庫県、鳥取県、京丹後市ほか関係市町等で組織した山陰海岸ジオパーク推進協議会と



また、市町村が行う有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置に対して助成するなど、農林水産業被害の軽減に努めています。

(エ) 鳥獣生息調査等の実施

a 野生鳥獣生息動態調査

府内に生息する主要な野生鳥獣に関する基礎的データを得るため、専門調査機関に委託して調査を実施しています。

b 鳥獣保護区等設定効果調査

「第12次鳥獣保護管理事業計画」の円滑な推進のため、鳥獣保護区及びその周辺地域の生息状況について調査を行っています。

(オ) 傷病鳥獣の救護

傷病等により衰弱した野生鳥獣について、京都市動物園野生鳥獣救護センターや福知山市動物園、府・市獣医師会、市町村と連携協力しながら救護に当たり、自然の中に戻していくよう努めています。

(カ) 鳥獣保護意識の啓発

愛鳥週間ポスターコンクールの実施や巣箱等の資材配布、探鳥会等の指導等を通じ、自然保護意識の啓発を行っています。

(4) 天然記念物

ア 天然記念物

根拠法令：「文化財保護法」

概要：文部科学大臣は、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いものをその保護を目的に天然記念物に、また、天然記念物のうち特に重要なものを特別天然記念物に指定する。

(ア) 指定・登録状況

天然記念物は「文化財保護法」等に基づき、多様性に富み固有の文化形成にも寄与している自然を記念するとともに、学術的に貴重な自然を指定し、その保存を図ることを目的としています。

現在、文化財保護法に基づく天然記念物は、府内のもの10件と2府県にわたるもの（京都・滋賀）1件、地域を定めず指定されているが府に関係が深いもの6種が確認されており、そのうちカモシカとオオサンショウウオ、コウノトリの3種は特別天然記念物となっています。

イ 府指定・登録天然記念物

根拠法令：「京都府文化財保護条例」

概要：府域に存する天然記念物（動物、植物、地質鉱物）のうち、府にとって重要なものをその保護を目的に指定・登録する。

指定：府指定天然記念物16件（植物12件、動物1件、地質鉱物3件）

府登録天然記念物6件（動物5件、植物1件）

(イ) 指定・登録状況

「京都府文化財保護条例」に基づく天然記念物は、地域を定めているもの17件と地域を定めていないもの5種が指定・登録されています。

その他、市町村においても条例により特異で貴重な自然を天然記念物に指定・登録し、保護を図っています。

ウ 天然記念物の保護対策

天然記念物に指定された区域においては、生息・生育環境の現状を変更する行為を制限し、また指定された貴重な動物種にあつては、捕獲を規制し、繁殖や生息に影響を及ぼすおそれの

ある行為の予防等を通じて、それらの保護を図ることになっています。

さらに、指定された天然記念物については、その適切な保護管理を期すため、現状の把握調査、保存活用計画の策定、生息・生育環境の維持・改善や給餌等による個体数の回復措置の実施、農作物等の総合的な食害防止対策の実施、民有地の買い上げ等が行われています。

府では、特別天然記念物「カモシカ」の分布域の中でも重要な拠点として設定されている「伊吹・比良山地カモシカ保護地域」の府内該当地域において、分布状況、生息及び食害の実態把握調査を行い、本種個体群の適正な維持管理に取り組んでいます。

表3-2-4 府内の指定等記念物件数（令和3年4月1日現在）

種別 法令区分	特別史跡名勝天然記念物				史跡名勝天然記念物			
	史跡	名勝	天然記念物	計	史跡	名勝	天然記念物	計
文化財保護法による指定	3	11	0	14	85 ※1	46 ※2	10 ※3	141
府文化財保護条例による指定・登録・暫定登録	—	—	—	指定	25	19	16 ※3	60
				登録	—	1	6	7
				暫定登録	30 ※1	6	—	36

※1 史跡は「史跡及び名勝」を含む。

※2 名勝は「名勝及び史跡」を含む。

※3 天然記念物は「天然記念物及び名勝」を含む。

(5) その他

ア 文化財環境保全地区

根拠法令：「京都府文化財保護条例」

概要：京都府教育委員会は「京都府文化財保護条例」の規定により指定・登録された有形文化財・記念物について、その保存のために必要があると認めるときは、文化財環境保全地区に決定することができる。

決定：府決定文化財環境保全地区 69地域

イ 文化的景観

根拠法令：「京都府文化財保護条例」

概要：京都府教育委員会は、「京都府文化財保護条例」の規定により、府又は市町村が保存及び修景のために必要な措置を講じていると認めるもののうち、府にとって重要なものを府選定文化的景観に選定することができる。

選定：府選定文化的景観 10件

ウ 国内希少野生動植物種・生息地等保護区

根拠法令：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

概要：国内で絶滅のおそれのある野生生物種のうち政令で定める種を国内希少野生動植物種に指定し、その保存のため重要と認める保護区を生息地等の保護区として指定する。

指定：1カ所 13.1ha

## 4 外来生物への対応

国外や国内の他地域から、野生生物本来の移動能力を超えて、人為によって意図的・非意図的に導入された種を外来種と呼び、これらは地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっています。外来種は在来の近縁種との交雑、他の種の捕食や生息地の占奪による在来種への圧迫、寄生生物や感染症の持ち込み、農林水産業への被害等の悪影響を引き起こす種が数多くあります。ひとたび侵入した外来種が定着した場合、根絶することは極めて困難であることから、侵入の予防が最も重要ですが、侵入した場合には初期段階での対応、駆除・管理等の対策が必要となります。

平成17年6月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）

が施行され、現在、アライグマ、ヌートリア、ウシガエル、オオクチバス、オオキンケイギク等の156種類の外来生物を「特定外来生物」に指定し、飼育、栽培、保管、運搬、販売、輸入、野外へ放つこと等を原則禁止されています。また、平成27年3月には、外来種対策の基礎的情報として「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（生態系被害防止外来種リスト）が公表されました。特に侵略性の高い外来種429種が選定され、定着状況や対策の方向性等が整理されています。

府では、府内に存在する外来生物の状況を確認するために、平成17、18年度に外来生物実態調査を行い、「京都府外来種データブック」を作成しました。府内における影響度と定着状況を元に分類し、アライグマやヌートリア、オオクチバス、スクミリンゴガイ等、603種を掲載しています。平成19年度には、これらの情報を取りまとめ、府民向けに外来生物対策の啓発を行う目的で「外来生物対策マニュアル」を作成し、対策に役立てています。外来種の侵入増加や分布拡大を受け、平成28、29年度に再調査を行い、新たにアルゼンチンアリ、オオバナミズキンバイ等を追加し、令和元年度に「外来種リスト」を改訂し、693種を掲載しました。

また、特定外来生物のうち府内に生息するオオキンケイギク等の生物11種について防除実施計画を策定し、府が行う公共事業等で計画的な防除を行っています。

平成30年度には、「京都府生物多様性地域戦略」に基づき、「侵入特定外来生物バスターズ事業」を開始し、ヒアリ、オオバナミズキンバイ等侵入リスクの高いまたは侵入初期にある特定外来生物について、早期発見と初期防除の体制を構築し、駆除活動等を進めています。

(1) アライグマ（特定外来生物）

写真3-2-9 アライグマ

北米原産のアライグマは、現在、府内全域で生息が確認されており、農作物や生態系、文化財等への様々な被害が出ています。特に被害の多い中丹・南丹・山城地域では、府・市町村が協議会を組織し、捕獲・運搬、処分等の役割を分担しながら、外来生物法に基づく防除を行っています。



(2) ヌートリア（特定外来生物）

写真3-2-10 ヌートリア

南米原産のヌートリアは、府域に広く分布しており、水稻や野菜の農作物被害や、河川植生や二枚貝の食害などの生態系被害をもたらしています。中丹・南丹・山城地域ではアライグマ防除の協議会体制を活用した防除が行われています。また、京都市内を流れる鴨川では人が餌を与えることが個体数増加の主な要因となっているため、府では看板設置、動画配信、河川敷でのパトロールなどにより餌やり禁止の普及啓発を行っています。



図3-2-3 餌やり禁止看板、餌やり禁止動画、河川敷パトロール



(3) アルゼンチンアリ（特定外来生物）

写真3-2-11 アルゼンチンアリ

南米原産のアルゼンチンアリが京都市伏見区内で定着し、在来アリの駆逐等の生態系被害のほか、屋内での大量発生等、生活被害も問題となっていました。府では環境省、京都市、地元住民等と協力し一斉防除を進めています。薬剤散布とその効果を調べるモニタリングを毎月行っており、市街地においては根絶が視野に入る状況となっています。



(薬剤散布状況)

(4) ヒアリ（特定外来生物）

南米原産のヒアリは、非常に強い繁殖力を持ち、生態系、農畜産業への被害があるほか、人が刺された場合、体質によってはアナフィラキシー・ショック（急激で重度なアレルギー症状）を起こす可能性があります。日本でも平成29年6月以来各地で確認されており、定着を阻止するため調査・防除体制の一層の強化が求められています。府域では同年10月に確認され、即日駆除を行いました。

写真3-2-12 ヒアリ



(5) オオバナミズキンバイ（特定外来生物）

中南米原産のオオバナミズキンバイは、黄色い花を咲かせる水生植物で、葉や茎の切れ端からでも再生するほどの驚異的な繁殖力を持っており、水面を覆い尽くし、他の生物の生息や漁業の障害となるなど、生態系や人の暮らしに大きな影響を与えています。関西地方では琵琶湖などに定着しており、京都府でも平成29年頃から鴨川流域で分布が確認され始めたため、令和元年より市民団体等と協働で駆除活動を開始しました。

写真3-2-13

オオバナミズキンバイ



（駆除活動）

## 5 自然の再生、里地里山の保全

開発等で損なわれた干潟や里山等の自然環境をNPO法人等の地域の多様な主体の参画と創意による地域主導の新たな公共事業で再生することを目的とした「自然再生推進法」が平成14年12月に、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」（生物多様性地域連携促進法）が平成22年12月に成立しています。

生態系と生活や文化が共存共栄する社会を持続可能なものとして将来に引き継いでいきます。

(1) 貴重な地形・地質や土壌の保全及び温泉の保護

府内には多種多様な地形・地質が存在し、その研究が進められています。そのため、京都府レッドデータ調査では、野生生物の生存基盤である地形・地質についても対象にして調査を行い、府内の地形・地質の現状を京都府レッドデータブックに取りまとめました。

また温泉については、府内の源泉数は平成29年度末現在146カ所で、府内の分布状況は丹後地域が最も多く、次いで京都市域、中部地域の順となっています。

(2) 公共事業における自然環境への配慮

府では、道路や河川、港湾、農業農村整備等においても、環境との調和を視野に入れた取組を進めています。

道路整備においては、動植物や景観にも配慮したルートを選定、地域の植生の法面緑化への活用、市街地の歩道では雨水を地下に浸透させる透水性舗装の採用等を行っています。

河川整備にあたっては、間伐材や自然石等の自然素材を活用した水生生物にやさしい工法の採用や、落差工に魚道を設け魚の遡上ができるようにするなど、生態系に配慮した整備を行うとともに、人々にうおいやすらぎを与える水辺空間の保全と創出のため、必要に応じて階段護岸や散策路等の親水施設を整備しています。

また、木製の治山ダムや透過型砂防えん堤の採用等、溪流の景観や生態系といった自然環境との調和を進める治山・治水・砂防事業、自然浄化能力を向上させる覆砂や天橋立の景観を守るサンドバイパス工法等の港湾・海岸事業、石積み護岸や「深み」のある水路、ビオトープの採用等水生生物の生息環境の保全にも配慮しながら行う農業農村整備事業、府内産木材を使用した公営住宅整備等、環境の保全と創造を推進しています。

さらに、平成15年度に策定したアクションプラン「『環』の公共事業行動計画」に基づき、人と自然が共生する環境共生型の地域社会づくりを目指す公共事業を推進するため、平成16年度に、構想・設計・施工・管理等の各段階において行う事業評価の「ガイドライン」を策定し、平成17年9月からガイドラインに基づいて原則として府が行うすべての公共事業について環境面からの評価を行っています。平成19年度には、2箇年の取組を踏まえ、生活や文化も含めた地域環境との調和を一層重視した公共事業を推進していくため、このガイドラインを改定し、運用しています。

### (3) 「環境にやさしい農業」等環境負荷に配慮した農林水産業の推進

#### ア 農業

農業は、農地が有する洪水調節、地下水涵養、水質浄化等の機能を維持していくなど、本来、環境と最も調和した産業ですが、欧米では1980年代から化学農薬や化学肥料、家畜ふん尿等が引き起こす地下水や土壌汚染等、農業生産がもたらす環境破壊が社会問題となり、我が国においても一部で同様の事例が見られました。

そこで、これからの農業においては、農業が有する環境に対するプラスの機能を維持・増進するとともに、環境へのマイナス面を軽減、地球環境に配慮した農業を推進する必要があることから、平成6年に「京都府における『環境にやさしい農業』推進基本方針」を策定し、地域における特色ある取組を展開してきました。

また、家畜ふん堆肥等の有機性資源を活用した土づくりと化学肥料・化学農薬の節減を併せて行う高度な農業生産方式の導入を促進するために、平成11年度に「京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」を定め、これらの生産方式を導入する農家の経営計画を知事が認定しており、認定農家をエコファーマーと呼んでいます。

さらに、平成22年3月には、「土づくりの励行」、「適正な施肥」、「効果的・効率的な防除」、「エネルギーの節減」等に対応した農業生産を目指す「人と環境にやさしい農業推進プラン」を策定し、府内全域での普及・定着を進めてきました。

また、平成23年からは、化学肥料・化学農薬を5割以上低減し、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対し支援する「環境保全型農業直接支援対策」（現「環境保全型農業直接支払」）を実施しています。

#### イ 畜産業

環境問題に対する意識の高まり等に対応し、家畜排せつ物の野積み、素掘り等不適切な管理を解消し、その有効な利用を図ることが重要な課題となっていたことから、平成11年7月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が制定され、平成16年11月から管理施設の構造設備に関する基準を適用しています。

家畜排せつ物処理施設の整備を推進するため、平成12年に「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」を策定し、この計画に基づき、関係機関の連携指導と家畜排せつ物処理施設整備を集中実施したことにより、府内畜産農家における「不適切な管理の解消」が達成されました。また、府では、家畜排せつ物処理施設による家畜排せつ物の管理が適切に行われるよう指導を行っています。

さらに、平成21年度には同計画を堆肥の生産と利用の促進を内容とする計画に全面改定しました。また、令和2年4月に農林水産省が本法に基づく基本方針を改定したことから、本府計画についても見直しを行っているところです。

#### ウ 水産業

環境負荷の軽減を図るため、トリガイ、イワガキ等、二枚貝の無給餌養殖を推進するとともに、魚類養殖については食べ残しを出さないよう適切な給餌に取り組んでいます。

写真3-2-14  
イワガキの養殖



また、河川においては、漁業協同組合が、魚が産卵しやすい環境づくり等を通じて魚類の保護増殖に努めているほか、水辺に降りる道の管理や駐車スペースの確保等、釣りを通じて府民が川の自然に親しむ環境整備を行っていることに加え、近年では地域住民等とも連携して魚類の遡上促進や生物多様性の保全に寄与する活動も行われており、これらの取組を支援しています。

#### エ 林業・森林保全

平成11年から間伐材を利用した木製治山ダムの整備を進めており、木材の利用促進を通じて豊かな森林を育成することはもちろん、地球温暖化防止への貢献や生物多様性保全にも役立っています。

また、森林は、木材を生産するだけでなく、生き物を育み、水を蓄え浄化し、土砂災害や地球温暖化を防止するほか、地域文化や芸術を生み出すなど、人々の暮らしに不可欠なもので、身近な存在であります。京都では森林に恵まれた環境のもとで社寺建築や町家、茶の湯文化とともに京指物、漆器等も発展しており、木を使い、森を育てる、世界に誇る森と木の文化が現在まで引き継がれています。

府では、これら森林の持つ多面的な機能を守り育て、より豊かなものとして次代に引き継いでいくため、平成28年4月に「豊かな森を育てる府民税」を創設しました。

この税を活用し、流木災害の未然防止や保安林の機能向上、荒廃した里山林や社寺の森の整備、再造林への支援等、森林の整備や保全の取組を推進するほか、府内産木材を活用した建築物の木造化や木質化、木製品の導入支援等、地域の森林資源の循環利用による環境にやさしい社会づくりを推進しています。

#### (4) 地域住民活動の支援

府内の優れた自然環境を保全・復元し、自然とのふれあいを推進するとともに、地域住民の積極的な保全活動を促進するため、平成20年度から「京都府緑と文化の基金」を活用し「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」に基づく、地域住民等と協働して行う指定希少野生生物の保全回復の取組を支援する、指定希少野生生物保全回復府民協働推進事業を行っています。

表3-2-5 指定希少野生生物保全回復府民協働推進事業（平成20年度～）

地区	事業名	実施主体	事業概要
亀岡市	口丹波地域アユモドキ保全回復事業	特定非営利活動法人亀岡人と自然のネットワーク	アユモドキに被害を与える外来魚の駆除や調査、啓発シンポジウムの開催
舞鶴市	舞鶴市青葉山地域オオキンレイカ保全回復事業	青葉山レインジャー隊	オオキンレイカの希少性や規制内容について周知
京都市	雲ヶ畑・足谷地区ベニバナヤマシヤクヤク保全回復事業	雲ヶ畑・足谷人と自然の会	ベニバナヤマシヤクヤク保全活動のための研修会や生息環境改善を実施
長岡京市	京都府南部オグラコウホネ保全回復事業	乙訓の自然を守る会	泥の浚渫や草木の伐採等、オグラコウホネの生息環境改善を実施
南丹市	内久保地域ベニバナヤマシヤクヤク保全回復事業	内久保環境・史跡保存会	ベニバナヤマシヤクヤクの生息状況調査、希少性や規制内容について周知



## 6 自然とのふれあいの推進

### (1) 自然とふれあう機会の提供

自然環境を適正に保全するには、府民一人ひとりが自然の価値・機能を正しく認識し、保全意識を身につけ、自らその保全に努めることが重要です。このため府では、ポスターやリーフレット等啓発資材を作成し、広く普及に努めるとともに、自然観察会等を実施して、優れた自然にふれることを通じて自然保護意識の高揚に努めています。

#### ア 京都府自然観察会

府内の優れた自然を訪ねる自然観察会を平成29年度から、府内の小学校等と連携して開催しています。自然観察や生き物とのふれあいを通じて京都の自然の豊かさを伝えるとともに、府内の生物多様性の保全や自然保護について考えていただきました。

写真 3-2-15 自然観察会



#### イ 自然公園指導員

自然公園指導員は、環境省からの委嘱を受け、府内の国立公園・国定公園をフィールドに、利活用のマナー向上、事故防止等と呼びかけるとともに、公園に関する情報提供を行っています。国立・国定公園の利活用アドバイザーとして、今後さらなる活躍が期待されます。

#### ウ 府立林業大学校研修科「森と木の文化コース」

府立林業大学校研修科では一般府民を対象に、体験や学習を通じて森林への理解を深める講座を実施しています。

### (2) 自然とのふれあいの場の確保

#### ア 府自然環境保全地域等の施設整備

保全地域を府民と自然とのふれあいの場として活用するため、平成4年度から順次、施設整備を実施してきました。安全に保全地域内で自然観察等ができるよう、散策路や道標、手すり等を設置するほか、地域の自然環境や歴史、文化等を紹介する案内板、樹名札、巣箱、休憩施設等の整備に取り組んでいます。

#### イ 自然公園等の利用施設整備

優れた自然環境の中で、地域の特性を活かした自然とのふれあいを推進し、自然公園等の利用増進を図るため、国定公園等の自然環境整備計画を策定し、野外レクリエーション活動の場として園地、休憩所、野営場、展望施設等を整備しています。

また、府立自然公園についても各種の施設を設置して、広く府民が利用できるよう、施設整備・改修を進めています。

#### ウ 都市と農村の交流

農山漁村は、豊かな自然環境や個性ある景観、文化等の様々な地域資源を有し、都市住民等のリフレッシュの場ともなっています。

府では、インターネット等を活用した都市と農山漁村の交流に関する総合的な情報発信や交流拠点の整備に対する支援等を行うとともに、都市住民等の幅広い府民の参加を得ながらこれらの地域資源を維持・保全していく継続的な交流の仕組みづくりを推進しています。

また、丹後の美しい海を活かした観光等との連携を強めながら、遊漁をはじめとする海洋レクリエーション、水産物加工、漁業体験等の「海業」を総合的に展開するとともに、府民が海に親しむ拠点としても漁港・漁村や海岸の保全を図っていきます。これらの取組を通じ、漁村における滞在型の余暇活動（ブルーツーリズム）を推進します。

(3) 自然環境の特性を活かした地域づくり

地域の自然特性を活かした地域づくりを進める一環として、「京都の自然200選」などを選定し、様々な取組を進めています。

写真 3-2-16 冠島とオオミズナギドリ

ア 「京都の自然200選」

自然環境の保全について府民の関心を高めるため、府内に所在する優れた自然環境の中から選定。平成3年6月に植物部門50点を選定し、平成4年9月に動物部門45点、植物部門（植物群落）5点、平成5年8月に地形・地質部門46点、平成7年3月に歴史的な自然環境部門56点の4部門計202点を順次選定しました。



イ 天上の木

亀岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、綾部市、京都市右京区京北の6市町からなる「森の京都エリア」において、単なる木にはない魅力を持ち、勇気や癒し、感動を与えてくれる「天上の木」を広く公募。40件を指定し、その中から投票を行い、「天上の木『10選』」を決定しました。平成29年度には「天上の木」の所在地、特徴及び魅力等を紹介するガイドブックを作成しました。

ウ 棚田百選

棚田は先人が山や谷を切り開き、石垣を積み上げ傾斜地に作られた田んぼで、先人たちの知恵と苦勞の結晶であり、国土保全、環境保全と同時にその美しい景観は日本の原風景ともいえます。この美しい京都の棚田を日本の棚田百選として選定しています。平成30年度には、棚田の魅力をより広く知ってもらい、棚田を訪れるきっかけになるように「棚田カード」を作成しました。